

弥富市小規模工事契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥富市が発注する小規模な工事（以下「工事」という。）について、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 工事の対象となる契約は、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が130万円を超えないものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数は問わないものとする。

- (1) 市内に主たる事業所又は住所を有する者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 弥富市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格及び免許を有する者
- (6) 「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模工事契約希望者登録申請書（第1号様式）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 登録申請の受付期間は、別に定める。
- 3 登録の有効期間は、2年とする。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条第1項の規定により登録の申請があったときは、当該申請内容を審査し、小規模工事契約希望者登録名簿（第2号様式。以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったとき、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、小規模工事契約希望者登録（変更・休止・廃止）届（第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録者の取扱い）

第7条 市長は、工事に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に随意契約の機会を与えるように努めるものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。